

次期ごみ処理施設整備に係る
基本計画等策定業務委託

仕様書

令和4年6月

泉南清掃事務組合

＝ 目 次 ＝

【 総 則 】

第1節	目 的	1
第2節	適用の範囲	1
第3節	業務の履行期間	1
第4節	業務の概要	1
第5節	管理技術者及び照査技術者	2
第6節	提出書類等	2
第7節	資料の貸与等	2
第8節	業務管理	3
第9節	関係法令等の遵守	3
第10節	秘密及び中立性の保持	3
第11節	留意事項	3
第12節	検 査	4
第13節	疑義の解決	4
第14節	その他	4

【特 記 事 項】

第1節	施設整備基本計画・基本設計	5
第2節	P F I 等導入可能性調査	13
第3節	地質等調査	15
第4節	造成基本設計・実施設計	18
第5節	ごみ処理施設発注支援業務	20
第6節	その他関連業務	24

総 則

第1節 目 的

泉南清掃事務組合（以下、「本組合」という。）が整備を予定している次期ごみ処理施設（破碎施設を含む焼却施設、及び不燃物処理資源化施設）について、施設整備、事業方式等の検討及び事業の発注支援までを行うものとする。

第2節 適用の範囲

本仕様書は、次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等策定業務委託（以下、「本業務」という。）に適用し、この仕様書に記載されていない事項等については、本組合と協議のうえ、これを行うものとする。

第3節 業務の履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

第4節 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおり。

1. 委託業務名

次期ごみ処理施設整備に係る基本計画等策定業務委託

2. 計画対象地域

泉南市、阪南市

3. 計画対象施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設・破碎施設）
マテリアルリサイクル処理施設（不燃物処理資源化施設）

4. 業務内容

- 1) 施設整備基本計画・基本設計
- 2) P F I 等導入可能性調査
- 3) 地質等調査
- 4) 造成基本設計・実施設計
- 5) ごみ処理施設発注支援業務
- 6) その他関連業務

第5節 管理技術者及び照査技術者

受託者は、本業務における管理技術者及び照査技術者を定め、本組合に届け出るものとする。

管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、これを行うために必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

照査技術者は、業務の進行や品質などの照査を実施すること。

配置する管理技術者、照査技術者は、本業務に係る「プロポーザル参加表明書」の提出日において、次の資格取得後10年以上を経過している者であることとする。

- 1) 技術士法に基づく技術士（衛生工学部門—廃棄物関係）
- 2) 技術士法に基づく技術士（総合技術監理部門—衛生工学—廃棄物関係）

第6節 提出書類等

受託者は、次の書類を遅滞なく提出するものとする。

1. 着手前提出書類
 - 1) 業務着手届
 - 2) 工程表
 - 3) 管理技術者届（経歴書添付）
 - 4) その他必要な書類
2. 業務完了提出書類
 - 1) 業務完了届
 - 2) 納品書
 - 3) 請求書
 - 4) その他必要な書類

第7節 資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、必要に応じて本組合が所有している既存資料及び文献等について貸与する。

受託者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し本組合に提出するものとし、貸与された資料は業務完了時にすべて返却するものとする。

第8節 業務管理

- 1) 受託者は、契約後速やかに業務計画書を作成し、本組合の承諾を得なければならない。
- 2) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 3) 協議、打合せ事項は、議事録を作成して本組合に提出しなければならない。
- 4) 管理技術者は打合せ等に必ず出席することとし、原則、管理技術者が欠席する打合せ等は開催しない。

第9節 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係する法律及び「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（公益社団法人全国都市清掃会議）等の関係する規格等を遵守しなければならない。

第10節 秘密及び中立性の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。

また、常にコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

第11節 留意事項

- 1) 受託者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、あるいは協議を求められた場合は、その対応を行うものとする。
- 2) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。
- 3) 本業務により、構造物及び調査等において、後の品質に係るものについては、関連機関等への説明が果たせるよう、各種設定にあたる指針等を明確にしておくこと。
- 4) 本業務は、循環型社会形成推進交付金（環境省）（以下「交付金」という。）の適用を受け、実施することから、個別に設定する業務について、業務期間を定めるものについて、業務の進捗度合、また、他の関連業務との調整を行い業務の遂行にあたること。

- 5) 交付金の適用にあたり、関連機関等からの検査受検等に係る必要な書類等の作成について支援を行うこと。
- 6) 循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編) (令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課) で示されているように、事業の遂行にあつては、事業間調整や年度間調整を可能とすることから、本組合と協議しながら柔軟な対応を図ること。

第12節 検査

- 1) 受託者は、業務遂行後、所定の手続きを経て、本組合の検査を受けなければならない。
- 2) 本業務は、本組合の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入漏れ、誤り等不備が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

第13節 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、または定めのない事項が生じた場合、受託者は本組合と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障がないように努めなければならない。

第14節 その他

本組合が必要と認めた時は、本業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更等については、本組合、受託者協議のうえ、契約金額を増減するものとする。

特 記 事 項

第 1 節 施設整備基本計画・基本設計

一般廃棄物処理施設の計画内容についてとりまとめを行う。

今回の次期ごみ処理施設（破砕施設を含む焼却施設、及び不燃物処理資源化施設）の整備計画では、第 3 節 地質等調査の図 1 に示す調査位置において、既存の焼却施設（破砕設備含む）の建て替えを先行し実施する。

なお、既存の不燃物処理資源化施設の建て替えについては、その後、既存の焼却施設跡地を含め敷地内での建て替えを予定している。

現時点においては、新たな焼却施設（破砕施設含む）の稼働開始を令和 12 年度に目標設定していることもあり、新たな不燃物処理資源化施設の稼働開始時期については、現在の処理対象品目に比べ、社会情勢等変化が生じていることが想定される。

このことから、不燃物処理資源化施設の取り扱いについては、新たな不燃物処理資源化施設を稼働開始し、既存不燃物処理資源化施設を解体するまでのスケジュールは計画するものの、具体的な処理施設及び運営方法については、今後別途計画するものとするので、必要な情報については既存施設の状況を参考にするものとする。

ただし、既存施設を稼働しながらの建て替えが想定されること、また、後年に引き続き建て替え等が想定されるため、今後の利便性を含め動線等には配慮するものとする。

その他、同時進行で生活環境影響調査業務及び測量業務を実施することから、生活環境影響調査業務については予測、影響の分析において、必要な施設計画条件の提示を求めた場合には、作業工程を見直すなど柔軟に対応すること。

また、測量業務においても、同様な措置を講じるものとする。

1. ごみ処理体制の把握

最新のごみ処理実績や法規制などの状況変化を踏まえ、本組合のごみ処理状況について整理・把握すること。

- ・ごみ処理対象人口及びごみ排出量の推移
- ・ごみ処理体系の状況
- ・ごみ収集・処理・処分の状況
- ・ごみ処理における課題の整理

2. 施設整備基本方針

本組合における一般廃棄物処理施設の整備の位置付けを明確にし、施設の建設方針を設定すること。

- ・計画目標年次
- ・新ごみ処理体系
- ・施設整備の必要性
- ・施設計画方針
- ・建設時期

3. 計画条件の収集・整理

一般廃棄物処理施設の建設に係る敷地条件、供給施設などの計画条件を整理すること。

なお、下記に示すもののうち、測量を必要とするもの（地形、標高、計画地盤高等）については、本組合が別に発注する測量業務委託により調査を行うので、本組合と協議のもとスケジュール管理及び必要データの収集に努めること。

- ・敷地及び周辺条件（地形、標高、計画地盤高、地質条件、都市計画内容、雨水排水施設関連他）
- ・公害防止基準（排ガス、騒音・振動、悪臭、水質他）
- ・搬出入車両条件（ごみ収集車、一般搬入車、見学者、維持管理関連車両他）
- ・供給施設条件（電気供給施設、水道供給施設、ガス供給施設他）
- ・井戸水（地下水）及び工業用水等の活用
- ・施設建設に係る諸官庁手続き（条件の確認）
- ・運営管理条件（既存の廃棄物処理施設との関連他）等

4. 計画処理量・計画ごみ質の設定

1) 計画処理量の設定

最新のごみ排出量結果等をもとに、一般廃棄物処理施設の処理対象物及び計画処理量を設定すること。

なお、計画処理量の設定にあたっては、本組合、泉南市及び阪南市（以下、「構成市」という。）が令和3年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「循環型社会形成推進地域計画」との整合を図ること。

- ・関連廃棄物量の設定
- ・計画処理量の設定

2) 計画ごみ質の設定

処理対象物の設定及び既存のごみ質の性状分析の結果を踏まえ、処理対象物の計画ごみ質を設定すること。

- ・低位発熱量
- ・三成分（水分、可燃分、灰分）
- ・単位容積重量
- ・基準ごみにおける元素組成

5. 施設整備規模の設定

計画処理量及び年間稼働日数等を勘案し、計画目標年次における施設整備規模を設定すること。

6. 環境保全目標の設定

各処理施設の建設及び稼働による周辺環境への影響を保全するための目標と対策について取りまとめること。

目標の設定は、基準、条例及び周辺環境の保全状況を考慮し決定すること。

- ・大気汚染防止関連（ダイオキシン類、ばいじん、塩化水素他）
- ・水質汚濁防止関連
- ・騒音・振動防止関連
- ・悪臭防止関連他

7. 処理方式の整理・検討

1) 一般廃棄物処理施設における処理方式の整理・検討

(1) 先進施設に係る調査

次期ごみ処理施設における処理方式の比較検討を行うため、メーカーにアンケート及びヒアリングを行い、技術資料を取りまとめること。

- ・メーカーへのヒアリング資料作成
- ・ヒアリング資料の取りまとめ

(2) 処理方式の検討

次期ごみ処理施設に係る基本的な処理システムの比較検討を行うこと。

- ・ごみ焼却処理方式の検討（技術比較）
- ・残渣及び生成物に関する検討

- ・その他最新技術動向

(3) 余熱利用方式の検討

次期ごみ処理施設の建設予定地及び周辺環境を考慮し、発電、施設外への熱利用等の余熱利用について検討すること。

- ・発生エネルギーの算出（熱エネルギー、電気エネルギー他）
- ・エネルギー形態別の利用可能量の検討（場内利用、場外利用）
- ・余熱利用施設の検討

8. 処理設備等計画

焼却施設及び破碎施設の処理フローを検討するとともに、以下の主要設備についてその方式等を検討し施設基本計画を策定すること。

1) 次期ごみ処理施設計画（焼却施設・破碎施設）

- ・受入・供給設備
- ・前処理設備（破碎施設含む）
- ・燃焼設備
- ・燃焼ガス冷却設備
- ・排ガス処理設備
- ・余熱利用設備
- ・通風設備
- ・灰出し設備
- ・排水処理設備
- ・電気計装設備
- ・その他設備

※上記は、既存の焼却施設（破碎施設含む）が併設（合棟）しているため、例に示すものであり、別棟とする場合は次のとおりとする。

焼却施設	破碎施設
<ul style="list-style-type: none"> ・受入・供給設備 ・燃焼設備 ・燃焼ガス冷却設備 ・排ガス処理設備 ・余熱利用設備 ・通風設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入・供給設備 ・破碎設備 ・搬送設備 ・選別設備 ・貯留・搬出設備 ・集じん・脱臭設備

<ul style="list-style-type: none"> ・灰出し設備 ・排水処理設備 ・電気計装設備 ・その他設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理設備 ・電気計装設備 ・その他設備
--	--

2) 土木・建築計画

次期ごみ処理施設整備に係る土木・建築計画を策定すること。

- ・土地造成計画
- ・外構施設計画
- ・建築計画
- ・建築設備計画

3) 電気計装設備計画

- ・受電・引き込み方法
- ・配電計画
- ・計装・監視制御計画

4) 付帯施設計画

次期ごみ処理施設の付帯施設について、道路・搬入計画、防災計画等の必要な付帯施設整備内容を明らかにすること。

また、施設に付帯させる普及啓発設備等や、地域に配慮した既存施設の跡地利用、施設の防災機能及び既存建屋の一部を有効利用するなど、全般にわたる建設コストの軽減などについても検討すること。

9. 生活環境影響調査（別途実施）必要資料の提供

同時期に別途実施する生活環境影響調査における必要条件を検討・整理し、資料を提供すること。

また、生活環境影響調査の結果を反映し、環境影響の低減に努めること。

10. 配置計画

建設予定地における、焼却施設及び破碎施設の概略配置計画を作成すること。なお、既存敷地内において既存施設を稼働しながら次期ごみ処理施設の建設を計画することから、不燃物処理資源化施設の建設等が完了するまでを視野に入れ、全体計画を十分考慮したうえで施設の配置を検討すること。

1) 施設計画の内容を受け、建設予定地条件を踏まえ、施設配置図を作成すること。

- ・一般配置計画図
- ・動線計画図
- ・パース図（不燃物処理資源化施設建て替え等が完了した後の最終型敷地内イメージ図）
- ・その他計画図

11. 全体事業スケジュールの設定等

次期ごみ処理施設整備に係る整備スケジュールを作成するとともに、後年度に実施予定の関連事業についても全体事業スケジュールとして作成すること。

12. 次期ごみ処理施設整備専門委員会の運営支援

本組合が計画する次期処理施設整備にあたり、施設整備の計画全般にわたって、次期ごみ処理施設整備専門委員会（以下、「専門委員会」という。）において検討を行うことを予定している。

本業務は、計画の遂行に際し、必要となる技術的かつ専門的な内容についての資料作成、情報提供を行うとともに、専門委員会に出席し、必要に応じ説明及び回答を行い、専門委員会ごとに審議結果をとりまとめるものである。

なお、専門委員会における委員への交通費及び謝礼代は本業務には含まないものとする。

1) 専門委員会の検討事項

専門委員会の検討事項は、以下とする。

- ・ 処理方式
- ・ 施設計画
- ・ 事業方式
- ・ 施設発注方式
- ・ その他必要事項

2) 開催回数

4回を想定する。

3) 専門委員会支援業務

(1) 専門委員会の会議資料の作成

受託者は、専門委員会での検討に必要な資料の作成を行うものとする。

なお、専門委員会の会議資料については、本組合と事前に十分な打ち合わせを行い作成するものとする。

(2) 専門委員会への出席

受託者は、管理技術者を含め2名以上が原則として専門委員会に出席するものとし、必要に応じて会議資料の説明を行うものとする。

(3) 専門委員会議事録の作成

専門委員会の議事録（要旨）を作成する。

13. 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| 1) 次期ごみ処理施設整備基本計画・基本設計書（A4レザック印刷） | 100部 |
| 2) 次期ごみ処理施設整備専門委員会議事録等 | 1式 |
| 3) その他資料 | 1式 |
| 4) 上記報告書の電子媒体（CD-R等） | 1式 |

第2節 PFI等導入可能性調査

1. 事業手法検討に係る基礎調査

焼却施設及び破砕施設を対象に、本検討に際して必要となる基礎調査を行う。

1) 基礎条件の整理

事業手法検討にあたり基礎条件を整理する。整理すべき項目としては、事業期間中のごみ量及びごみ質、処理方式等とする。

2) 過去事例調査

過去のPFI等の事例について、概要及び特徴についてとりまとめる。

3) 事業概要の作成

次期ごみ処理施設整備事業（以下、「本事業」という。）における概要をとりまとめるとともに、公共として必要なニーズ等を整理する。

4) 検討対象の抽出

基礎条件の整理及び過去の事例調査の結果にもとづき、事業手法の検討対象を抽出する。

5) 事業範囲の検討

本事業において提供する公共サービスの範囲（施設の整備・運営の範囲等）について検討する。

6) 法的課題の整理

上記事業の実施に際して、現行法における課題を整理する。

7) 支援措置等の検討

公的補助、税制上の支援、土地の貸与形態や金融上の支援措置等、民間事業者の事業参入意欲を高めるとともに、事業採算性向上の支援措置について検討する。

2. 民間事業者意向調査

応募時における民間事業者のノウハウにもとづく創意工夫、競争性、公平性を確保するため、本事業の代表企業となる可能性の高い企業に対して参加意欲、募集要件等についての意見をアンケートにより把握する。

その結果、必要により対象企業に対してヒアリングを行う。

3. 経済性検討

基礎調査にてとりまとめた結果を踏まえ、抽出した事業方式の経済性について

て検討を行う。

1) 総事業費の算出

従来型公共事業で実施した場合の事業費（PSC）と PFI 方式等で実施した場合の事業費（PFI 事業の LCC）を算出する。

2) VFM の評価

PFI 方式等で実施した場合のリスク調整等について検討するとともに、上記項目「1) 総事業費の算出」の結果を踏まえ PFI 方式等の導入で期待される VFM による財政支出の削減効果を算出し、事業費のシミュレーションを行う。

4. 事業手法の総合評価

これまでの検討結果を総合的に評価し、本事業において有効であると思われる事業手法を選定する。

1) 事業性評価

基礎調査結果、民間事業者意向調査、経済性検討の結果を総合的に判断し、本事業における事業手法について評価、選定を行う。

選出した事業方式で事業化を進める場合の工程を検討する。

2) 事業実施における課題

上記項目「1) 事業性評価」で選定した事業手法を用いて、事業化した場合に考えられる課題を整理する。

3) 発注方式の検討

随意契約、プロポーザル方式、総合評価一般競争入札等の発注方式について比較検討する。

5. 成果品作成

本業務における成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1) PFI 等導入可能性調査報告書 | 5 部 |
| 2) その他資料 | 1 式 |
| 3) 上記報告書の電子媒体（CD-R 等） | 1 式 |

第3節 地質等調査

次期ごみ処理施設（焼却施設・破砕施設）の建設に伴い、施設の設計に必要な地層構成を得ることを目的とし、建設予定地を対象として8箇所にて機械ボーリングを行うものとする。

なお、地質調査に併せて土壤に係る調査を行い、土壤汚染の状況を把握するものとする。

また、建設予定地については、既存施設が含まれていることから、施設解体後の調査実施も想定に含むこと。

1 調査業務

調査数量及び調査内容は、表1、図1及び次に示すことを想定している。

(1)	機械ボーリング	: 8箇所、延べ240m
(2)	標準貫入試験	: 240回
(3)	孔内水平載荷試験	: 4回
(4)	現場浸水試験	: 4回
(5)	サンプリング	: 2回
(6)	室内試験	: 56資料
(7)	既存資料の収集・現地調査	: 1式
(8)	資料整理取りまとめ	: 1式
(9)	断面図等の作成	: 1式
(10)	総合解析取りまとめ	: 1式
(11)	地歴調査	: 1式（資料調査、徴取調査、現地調査）
(12)	土壤調査（27項目）	: 48検体
(13)	土壤汚染状況調査	: 12箇所
(14)	報告書作成	: 1式

表1 調査数量表

業務項目		単位	数量								合計
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	
機械ボーリング	ボーリング全長	m	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	240.00
	φ66mm 粘性土・シルト	m	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00	24.00
	砂・砂質土	m	15.00	13.00	15.00	15.00	15.00	13.00	15.00	15.00	116.00
	礫混じり土砂	m	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	6.00	48.00
	玉石混じり土砂 (オールコア)	m	6.00	0.00	6.00	6.00	6.00	0.00	6.00	6.00	36.00
	φ86mm 砂・砂質土	m		2.00				2.00			4.00
	玉石混じり土砂	m		6.00				6.00			12.00
標準貫入試験	粘性土・シルト	回	3	3	3	3	3	3	3	3	24
	砂・砂質土	回	15	15	15	15	15	15	15	15	120
	礫混じり土砂	回	6	6	6	6	6	6	6	6	48
	玉石混じり土砂	回	6	6	6	6	6	6	6	6	48
現場透水試験	ケーシング法	回		2				2			4
孔内載荷試験	普通載荷	回		2				2			4
サンプリング	シンウォール	回		1				1			2
土粒子の密度試験		試料	7	7	7	7	7	7	7	7	56
土の含水比試験		試料	7	7	7	7	7	7	7	7	56
土の粒度試験 (ふるい分析)		試料	6	6	6	6	6	6	6	6	48
土の粒度試験 (沈降分析)		試料	1	1	1	1	1	1	1	1	8
一軸圧縮試験		試料		1				1			2
圧密試験		試料		1				1			2
土壌調査	土対法27項目 (溶出量、含有量)	検体	6	6	6	6	6	6	6	6	48

第4節 造成基本設計・実施設計

特記事項に定める「第1節 施設整備基本計画・基本設計」、「第3節 地質等調査」及び、別に発注する「測量業務」の結果、もしくは連携をもとに次の事項について検討すること。

1. 基本条件の確認

「第1節 施設整備基本計画・基本設計」等より造成計画に必要な次期ごみ処理施設（焼却施設・破砕施設）、不燃物処理資源化施設及び付帯施設等の必要な面積等について整理すること。

2. 施設配置計画の検討

既存敷地内において既存施設を稼働しながら次期ごみ処理施設の建設を計画することから、不燃物処理資源化施設の建て替え等が完了するまでを視野に入れ、全体計画を十分考慮したうえで施設の配置を検討すること。

3. 侵入道路及び場内整備の検討

施設の建設に加え、道路や緑地等の必要施設について整理・検討を行うこと。

1) 道路施設

施設への搬入出車両による交通状況等の影響を勘案し、搬入出車両動線、交差点位置、アクセス道路の形状等を整理・検討し、必要な道路の規格等を計画すること。

なお、アクセス道路の拡幅等についても検討を行い、アクセス道路への接続及び拡幅については、関係機関との協議を行うこと。

2) 緑地等

施設に必要となる緑地等について造成計画に必要な条件をまとめること。

なお、緑地等については、環境に配慮することは元より、既存敷地を有効に活用し、市民に親しみやすい場を設けるなど、地域密着型施設の形成に心掛けること。

3) 雨水排水計画

雨水排水施設の基本事項をとりまとめること。とりまとめにあたっては、

周辺施設との取り合いに留意するとともに、必要となる排水施設の構造等について関係機関と協議を行うこと。

4. 水位関係の検討

既存敷地の立地条件、本組合の構成市が策定するハザードマップをもとに、浸水及び液状化等に関する検討を行うこと。

5. 工事施工方法の比較検討

6. 実施設計図書を作成

7. 工事設計書の作成

8. 成果品の作成

1) 造成計画報告書 (A 4 レザック印刷)	5 部
2) 実施設計図書 (A 4 レザック印刷)	5 部
3) 工事計画書 (A 4 レザック印刷)	5 部
4) その他資料	1 式
5) 上記報告書の電子媒体 (CD-R 等)	1 式

第5節 ごみ処理施設発注支援業務

受託者は、焼却施設及び破砕施設について、本事業を実施する事業者選定の支援を行うこと。

なお、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に準じ、実施方針の策定から事業契約の締結までの一連の業務及び関連業務を支援することとし、内容は下記のとおりとする。

1. 施設の整備・運営に関する基礎調査

1) 事業者選定方式の検討

事業者選定に先立ち、選定方式の具体的方法や事業者の参加資格条件、評価方法、専門委員会で審査する内容等について検討を行うこと。

また、事業者選定スケジュールを作成すること。

2) 官民役割分担の検討・リスク分析

本事業を進めるにあたり、官民役割分担の検討及びリスク分析を行うこと。

2. 見積の徴取

1) 要求水準書（案）の作成

事業予算及び施設内容の整理を行うための基本条件の整理を行うとともに、参考見積書徴取のための要求水準書（案）を作成すること。

その際、要求水準書（案）に添付すべき参考資料、図面等も併せて作成すること。

2) 見積図書徴取支援

事業者から見積図書を徴取するための支援を行う。支援の内容は以下のとおりとする。

(1) 見積図書提出依頼

(2) 事業者からの質問回答に関する支援

3) 見積図書の整理

事業者から提出された見積図書を整理するとともに、要求水準書（案）との対比を行うこと。

この見積図書は、本組合が予定価格を設定するための基礎資料にすることに留意のうえで整理すること。

3. 実施方針の作成及び公表

本事業を PFI 等方式で実施する場合、実施方針を作成し公表するため、実施方針で規定すべき項目についてとりまとめること。

また、事業者からの質問に対する回答案の作成等について支援すること。

4. 特定事業の選定及び公表

これまでの検討結果を踏まえ、VFM の算定（事業費、債務負担行為額の根拠額）を行い、特定事業として選定するための公表資料の作成支援を行うこと。

5. 募集書類の作成

事業者を募集するための各種資料の作成を行うこと。

1) 入札説明書

これまでの検討結果を踏まえ、事業スキームやリスク分担、料金の支払い方法、各種インセンティブ付与とペナルティの設定等の詳細検討を行うこと。その検討結果を踏まえ、事業者の選定に先立ち、事業の概要説明、事業実施の前提条件、事業者の募集、選定手順及び契約に関する事項等、重要な事項を記載した資料として取りまとめること。

2) 要求水準書

上記項目「2. 見積の徴取」の結果を踏まえ、事業者が実現すべき施設整備、運営・維持管理等のサービス内容と水準等を整理すること。

なお、仕様の記述内容、記述レベルについては別途協議とするが、事業方式や更新事業の条件等を適切に判断すること。

3) 落札者決定基準

本事業の条件や専門委員会の審議を踏まえたうえで、事業者から提出される技術提案書等の審査方法について検討し、落札者決定基準を作成すること。

なお、検討にあたっては、これまで検討してきた処理方式や事業方式の経緯を参考とすること。

4) 様式集

本事業の条件や専門委員会の審議を踏まえたうえで、事業者から提出される技術提案書等の審査が容易となる様式集を作成すること。

5) 契約書（案）

事業者と契約する契約書（案）を作成すること。

なお、契約書（案）は、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設請負契

約書（案）、運営委託契約書（案）を想定している。

6. 事業者選定事務支援

事業者の選定に必要な事務支援を行う。支援の内容は以下のとおりとする。

- 1) 入札公告に係る説明会開催に関する支援
- 2) 事業者からの質問回答に関する支援
- 3) 事業者との対話支援
- 4) 事業者の資格審査に関する支援
- 5) 事業者提案の審査に関する支援
- 6) 事業者提案の審査結果の公表に関する支援

7. 本事業の事業者選定に係る委員会の運営支援

事業者の選定に関して、募集書類に対する審議や事業者提案の審査を実施する予定であり、事業者選定に係る委員会（以下、「選定委員会」という。）の運営に関する支援を行うこととする。

選定委員会は原則公開とし、選定委員会資料は、選定委員会が判断するための設定条件、根拠等を明確にした内容とすること。

支援の内容は以下のとおりとする。

なお、選定委員会における委員への交通費及び謝礼代は本業務には含まないものとする。

1) 選定委員会資料の作成

選定委員会資料は、受託者が必要部数（紙媒体）を準備すること。

2) 選定委員会等への出席及び技術説明

選定委員会には、管理技術者を含め2名以上が、原則出席すること。

選定委員会からの質問に対し、本組合が回答するうえでの技術支援を行うこと。

なお、選定委員会の開催は7回を予定しているが、本組合や選定委員会の指示により開催回数が増加しても柔軟に対応すること。

また、必要に応じて選定委員会の委員への事前説明を予定しているの
で、本組合の求めに応じ対応すること。

3) 議事録（要旨、概要版（公開用）の2種類）の作成

4) 事業者へのヒアリング支援

事業者へのヒアリングは、選定委員会主催であり、各委員が円滑に質問等をできるよう支援すること。

8. 協定及び契約締結支援

本組合と事業者との基本協定及び各種契約の締結が円滑に進むよう支援を行うこと。

9. 交付金申請支援

費用対効果分析を行い、交付金の申請に必要な費用対効果分析書を作成すること。

10. 成果品

1) 報告書

3部

成果品は次のとおりとする。(以下の内容を含むこと)

- (1) 要求水準書(案)
- (2) 実施方針
- (3) 特定事業選定書
- (4) 入札説明書
- (5) 要求水準書
- (6) 落札者決定基準
- (7) 様式集
- (8) 契約書(案)(基本協定書、基本契約書、建設請負契約書、運営委託契約書)
- (9) 事業者からの質問回答書
- (10) 事業者の資格審査結果
- (11) 技術評価書(事業者提案)
- (12) 審査講評
- (13) 選定委員会議事録等
- (14) 費用対効果分析書

2) その他資料

1式

3) 上記報告書の電子媒体(CD-R等)

1式

第6節 その他関連業務

本事業及び本業務にあたる諸条件をもとに、本組合に対し次の支援を実施するものとする。

1. 都市計画決定支援

現在計画している次期ごみ処理施設の建設にあたっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第3項による都市施設の決定に係る手続きを必要とすることから、本手続きに関する資料の作成等支援を行うこと。

2. インフラ計画支援

電力需給等、施設計画条件をもとに各関連機関との事前協議に係る技術的支援及び資料作成等の支援を行うこと。

3. その他関連業務（交付金及び地方債申請等に係る支援）

業務期間中に国等からの財政融資を受けることを想定しているため、申請等に必要資料作成や技術支援等を行うこと。